(目的)

第1条 この要綱は、理容師法(昭和22年法律第234号)第6条の2 ただし書の規定により、理容師が理容所以外の場所で行う理容の業(以 下「出張理容」という。)及び美容師法(昭和32年法律第163号) 第7条ただし書の規定により、美容師が美容所以外の場所で行う美容の 業(以下「出張美容」という。)に関し、船橋市内での取扱いについて 必要な事項を定め、出張理容又は出張美容(以下「出張業務」という。) における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、理容師法及び美容師法において使用する用語の例による。

(出張業務を行うことができる場合)

第3条 出張業務を行うことができる場合は、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条及び船橋市理容師法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例(平成24年条例第47号)第4条並びに美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条及び船橋市美容師法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例(平成24年条例第48号)第4条に該当する場合とする。

(出張業務を行うことができる者)

- 第4条 出張業務を行うことができる者は、理容師又は美容師(以下「理・美容師」という。)であって、次の各号に該当する者とする。
- ① 船橋市内において理容師法第11条の2の規定による確認を受けた 理容所又は美容師法第12条の規定による確認を受けた美容所(以下 「理・美容所」という。)の従業者であって、当該理・美容所の洗浄、 消毒設備を利用できる者
- ② 出張業務に必要な器具類の洗浄、消毒設備を有する者 (衛生措置)
- 第5条 出張業務を行う場合に講じなければならない衛生措置は別表のと おりとする。

(出張業務開始の届出等)

- 第6条 第4条第2号に規定する者が市内において出張業務を行おうとする場合は、出張業務届(様式第1号)に結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書(発行1か月以内のもの)を添付し、出張業務を行う際の携行品及び消毒用品を提示し、あらかじめ船橋市保健所長(以下「保健所長」という。)に届け出なければならない。
- 2 前項の届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張業務届に収受印を押印したのち、写しを交付するものとする。
- 3 出張業務届の写しの交付を受けた理・美容師は、出張業務を行うとき には、当該写しを常に携帯し、関係者の求めがあったときは、これを提 示しなければならない。

(変更届出等)

第7条 出張業務を行う理・美容師は、前条第1項の規定により届け出た 事項のうち理・美容師の氏名、住所、連絡先に変更を生じたとき、又は その出張業務を行わなくなったときは、出張業務(変更・廃止)届(様 式第2号)により、すみやかに保健所長に届け出なければならない。

(指導監督等)

- 第8条 保健所長は、必要があると認めるときは、出張業務を行う理・美容師に対し、当該業務に関して必要な報告をさせ、又は利用者等の同意のもとに出張業務の場所等に環境衛生監視員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる。
- 2 保健所長は、前項の場合において出張業務を行う理・美容師の衛生措置が不十分であることを確認したときは、適切な衛生措置を講ずるよう 指導するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に出張業務を行っている者に対する第6条 第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、 「この要綱の施行後遅延なく」とする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整 をして使用することができる。

附則

1 この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整 をして使用することができる。

船橋市出張理容・出張美容における衛生措置

第1 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張業務を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、他と区分された専用の作業部屋などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業を行う部屋(場所)の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。
- 3 作業を行う部屋(場所)は、不必要な物品等がないことが望ましいこと。
- 4 作業を行う部屋(場所)は、採光、照明及び換気を十分にすること。
- 5 作業中に使用できる専用の洗浄設備を設けることが望ましいこと。

第2 携行品等

出張業務を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できる容器
- 2 使用済みのはさみ等の器具を、安全に収納できる容器
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急措置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石けん、消毒液等

第3 管理

- 1 作業環境の管理
- (1) 作業を行う部屋(場所)には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除 く。)、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業を行う部屋(場所)の清掃を十分行い、清潔にすること。
- 2 携行品等の管理
- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (2) 血液の付着した器具又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの 器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。

第4 衛生的取扱い等

- 1 作業を行う部屋(場所)には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出 入りさせないこと。
- 2 作業中、理・美容師は清潔な作業衣を着用し、顔面作業時には清潔なマスク を着用すること。
- 3 理・美容師は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業及び作業後には手指 の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業を行う部屋(場所)においては、喫煙及び食事をしないこと。
- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- 8 毛そり用の石けん水は、客1人ごとに取り替えること。
- 9 消毒液は、適正な濃度のものを使用し、常に清潔に保つこと。
- 10 使用後の布片類は、他のものと区別して収納しておき、洗剤等を使用して 温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 11 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 12 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 13 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 14 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 15 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え 又は洗浄し、常に清潔にすること。
- 16 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き(平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等を参考にすること。
- 17 パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及 び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全 衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生す

る場合には、特に排気に留意すること。

第5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領(昭和56年6月1日付け環指第9 5号厚生省環境衛生局長通知)に準じること。

出張業務届

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

理·美容師氏名

連絡先

次のとおり、出張業務を行いたいので、船橋市出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱第6条第1項の規定により、届け出ます。

区分	□出張理容	□出張美容				
免許番号	国 都道府県 第	号	国都道府県	第	号	
結核、皮膚疾 患その他厚生 労働大臣の指 定する伝染性 疾病の有無	無 · 有					
出張理由	□疾病その他の理由により理・美容所に行くことができない者に対して行う場合 □婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に行う場合 □特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に行う場合 □演芸等に出演する者に対してその演芸等の直前に行う場合					

※出張業務を行う時は、船橋市保健所長が衛生措置について適当であると認め、収受印が押印された出張業務届の写しを携帯すること。

	※収気引懶
受理番号	

携行品	器具等	□はさみ本 □くし □かみそり本 □ブラシ □その他	本 □タオル <u></u> 枚 本			
	器具類 収納容器	□消毒済み器具 □消毒済み布片類・タオル □使用済み器具 □使用済み布片類・タオル				
	その他		□廃棄物収納容器 三式消毒剤 □応急用薬品・衛生材料 			
消毒用品	機器	□煮沸消毒器 □蒸気消毒器	□紫外線消毒器			
	薬品	□消毒用エタノール □逆性石けん	□その他の薬品			
	設備	□消毒用バット個 □メスシリンダーmL/	□2つビン個 ML			
消毒方法		①かみそり (レーザーカット用を除く。)、血液の付着している器具又は その疑いのある器具	,,,,,			
		②かみそり以外で血液の付着している疑いのない器具(①以外の器具)	□煮沸□エタノール水溶液□次亜塩素酸ナトリウム水溶液□逆性石けん□その他			
消毒場所 □ 自宅 □ その他の場所						

備考

- 1 該当する項目の□にレ印を記入してください。
- 2 持参するもの
 - ア 理・美容師免許証(原本)
 - イ 理・美容師の結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染病疾病の有 無に関する医師の診断書(発行1か月以内のもの)
 - ウ 出張業務を行う際の携行品及び消毒用品
- 3 出張理容及び出張美容を行う場合は各1部ずつ提出するものとする。

様式第2号(第7条関係)

出張業務(変更・廃止)届

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

理·美容師氏名 連絡先

次のとおり、出張業務を(変更・廃止)したので、船橋市出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱第7条の規定により、届け出ます。

受理番号						
□届出事項の変更	変更事項 □住所 □氏名 □連絡先	IΞ				
		新				
	変更年月日		年	月	日	
戸廃止	廃止年月日		年	月	日	

備考 該当する項目の□にレ印を記入してください。